

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪市中央区備後町2-4-6 TEL:06-6209-7678

編集発行人: 税理士 三輪 厚二 FAX:06-6209-8145

不正な免税110番

Q : 国税庁では、消費税の免税制度を悪用している人達の情報を受け付けていると聞きました。どのようにされているのですか？

A : 次のようにされています。

【解説】

近年、免税店における不適切な免税販売や免税購入した者による免税購入品の不正な横流し等が疑われる事案が相次いでいます。こうした事態に対して、令和6年度税制改正では、抜本的な制度の見直しが行われたところですが、国税庁においても、制度の適正運用に向けて取り組んでいくことが重要として、通報窓口「不正な免税110番」を設けて、免税点制度を悪用している人や店舗に関する情報を受け付けています。

具体的な情報の例は、次のとおりです。

- ・免税店において、不正な免税購入(転売目的での免税購入)を行っている者・グループに関する情報
- ・免税購入できる者の募集や購入店舗等の指示など、不正な免税購入を差配している者(いわゆるブローカー)に関する情報
- ・ブローカーと通じて、不正に免税販売を行っている免税店に関する情報
- ・免税購入品を買い取る者又は店舗に関する情報

※ 情報については、具体的な手段・方法に関する情報、人物・グループに関する情報、不正購入しているグループ等が使用している車両に関する情報、悪用されているパスポートに関する情報などその内容は問われません。

